



「ひっそりと水を湛^{たた}える下条ダム」ふるさと加茂かるた大会 (2月7日 文化会館)

主な内容

- 国の有利な融資制度に対する加茂市の支援を拡大しました…………… 24
- ・ 中小企業緊急雇用安定助成金の御案内 512
- 歯の健康、総体スキー競技の結果…………… 13
- 市職員の給与の状況…………… 1415
- 加茂の風土記…………… 16

この書状と昨年十二月号に掲載した書状は、
いずれも加茂市内の一、七〇〇のすべての
企業に差し上げたものです

再び加茂市の各企業の皆様へ

平成二十一年二月二十日

加茂市長 小池清彦

I 国の中小企業緊急雇用安定助成金も利用
して、いわゆるワークシェアリングや一部休
業等を行い、極力従業員の解雇をなさらないよ
うお願い申し上げます。

II 国の有利な融資制度に対する加茂市の支援
を拡大し、融資総額の規模を六十億円に拡大い
たしました。

I 国の中小企業緊急雇用安定助成金も利用して、いわゆ
るワークシェアリングや一部休業等を行い、極力従業員
の解雇をなさらないようお願い申し上げます。

1 世界同時不況の中、企業の皆様におかれましては、
厳しい状況の中で御奮闘なさっておられ、本当に御苦
労様でございます。

2 しかし、一方において、日本の金融機関だけが、ほ
んど傷を負っておらず、円だけが強い通貨であり続
けていることも事実であります。

3 またアメリカは、基軸通貨であるドル紙幣をひたす
ら印刷して、大規模な公共投資によって銀行や企業や
大きな債務を負った人達や失業した人達の救済に乗り
出しており、わが国も、相当な規模の公共投資を行
い、つつあり、その他の国々も同様の政策を講じつつあり
ます。

4 従って、期間は短いかもしれませんが、相当長いか
もしれませんが、ある期間がたてば、景気は回復して
くるものと思えます。

5 企業の皆様におかれましては、その期間を持ちこたえていかれる必要があるわけですが、雇用についても、場合によっては、従業員一人当たりの労働時間を一時的に減らし、それに見合う賃金も減らすワークシェアリングや、一部休業等を行ってでも、ぜひとも従業員への解雇は極力行わず、雇用を維持して下さいますよう、衷心よりお願い申し上げます。

6 かつて、出光興産の出光佐三氏は、終戦で海外から大勢の従業員が引き上げて来た時、解雇を行わず、また、松下幸之助氏も大不況の中で解雇者を出さなかつたそうであります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

7 つきましては、この度、政府が、最初の一年間で二百日を限度に、三年間では三百日を限度に、一部休業に対し、賃金の五分の四を助成する制度を打ち出しましたので、この制度を十分に御利用いただきたいと存じます。

8 なお、休業の日数は、一日八時間で計算しますので、たとえば一日四時間の休業は、〇・五日と計算され、

その場合は、二百日は四百日として、三百日は六百日として利用することができます。

9 この制度の骨子は、別紙のとおりでございますが、加茂市役所（商工観光課 Ⅱ五二一・〇〇八〇（代）内線 一三二一、一三二一）とハローワーク三条（Ⅱ三八・五四 三二一）のいずれにでも、十分にお問い合わせ下さい。

10 皆様の御健闘を重ねて心からお祈りしてやみません。

Ⅱ 国の有利な融資制度に対する加茂市の支援を拡大し、融資総額の規模を六十億円に拡大いたしました。

1 国の有利な融資制度、即ち、国の予算措置の下に、信用保証協会が創設した原材料価格高騰対応等緊急保証制度につきましては、先般御紹介したところであります。

2 また、この制度を加茂市が支援して、融資額三千万円まで、加茂市が信用保証料の全額を補給することとしたことにつきましても、先般御案内したとおりであ

ります。

3 このため加茂市は、九千五百二十万円の予算を市議会から議決していただきましたが、この予算で概ね三十億円の規模の融資が可能です。

4 しかし、十年前の同様の融資制度、即ち、中小企業金融安定化特別保証制度のときは、県内で加茂市が特段に大きな規模で実施し、加茂市の企業の方々は、合計百五億円もの融資を受けられましたので、三十億円では、不足することが予想されました。

5 そこで、昨年十二月二十六日、市議会議員全員の御賛同をいただいたうえで、さらに同額の予算額を増額いたしました。その結果、加茂市が一件三千万円まで信用保証料の全額を補給するための予算総額は、一億九千四十万円となり、融資総額の規模は、六十億円となりました。

6 その結果、加茂市の支援額は、県内でも群を抜くものとなりました。一件三千万円というのは、他市に比べて格段に大きく、融資総額の規模も断然トップであ

ります。

7 本年二月二十日までに加茂市が信用保証料の全額を補給した額は八千八百六十五万円に達し、融資総額は、二十五億三千三十六万円に達しております。

8 まだ資金には余裕があり、全力をあげて御支援申し上げますので、何とぞ十分に御利用下さい。

雇用維持に努力される 中小企業事業主のみなさまへ 中小企業緊急雇用安定助成金 のご案内

従来の雇用調整助成金制度を見直し、中小企業緊急雇用安定助成金制度を創設しました。(平成20年12月から当面の間の措置となります。)

世界的な金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

平成21年2月6日より要件を見直しました。

1. 支給要件の確認方法の緩和

生産量が前年同期又は直前3か月と比較して5%以上減少していることという生産量要件について、これまでは生産量でみることを原則としておりましたが、今後は「売上高又は生産量」のどちらの指標を用いても構いません。

2. 休業等(休業及び教育訓練)規模要件の廃止

暦日又は賃金締切期間における休業等を行った日の延日数が所定労働延日数の20分の1以上である必要がありましたが、要件を廃止し、休業等日数に応じて助成いたします。

3. 支給限度日数の引き上げ

改正前	改正後
3年間で200日(最初の1年間で100日を限度) ※制度利用後1年間を経過するまでの期間は再度制度を利用することができませんでした。	3年間で300日(最初の1年間で200日を限度) ※連続した利用が可能です。

4. 短時間休業

短時間休業を実施する場合は対象労働者全員について1時間以上、一斉に行う必要がありましたが、対象労働者毎に1時間以上行われる休業についても助成の対象といたします。



1 景気の変動などに伴う経済上の理由とは

「経済上の理由」とは、景気の変動及び産業構造の変化並びに地域経済の衰退、競合する製品・サービス（輸入を含む）の出現、消費者物価、外貨為替その他の価格の変動等の経済事情の変化をさしますので、以下に掲げる理由等による事業活動の停止又は縮小は本助成金の支給対象とはなりません。

- イ 例年繰り返される季節的変動によるもの
- ロ 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるもの
- ハ 法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分又は司法処分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの（事業主が自主的に行うものを含む。）



2 事業活動の縮小とは

本助成金の支給を受ける前提となる「事業活動の縮小」とは、以下の要件を満たしている必要があります。

- イ 売上高又は生産量等の事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値がその直前3か月又は前年同期と比較して減少していること。
- ロ 前期決算等の経常利益が赤字であること。
(ただし、イにおいて、生産量が5%以上減少している場合は除かれます。)

※雇用量不増要件は廃止しました。

3 中小企業事業主とは



○本助成金における中小企業事業主とは、以下の表に該当する事業主をいいます。

小売業(飲食業を含む)	資本金5,000万円以下又は従業員 50人以下
卸売業	資本金 1億円以下又は従業員100人以下
サービス業	資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
その他の業種	資本金 3億円以下又は従業員300人以下

4 支給対象となる休業、教育訓練及び出向とは

休業

【要件】

- イ 事業主が自ら指定した対象期間内（1年間）に行われるものであること。
- ロ 所定労働日の**全一日にわたるもの**又は所定労働時間内に当該事業所における**対象被保険者等全員（※1）について一斉に1時間以上行われるもの**であること。
（平成21年2月6日から当面の期間にあっては、当該事業所における**対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業**についても助成の対象となります。）
- ハ 休業に係る手当の支払いが**労働基準法第26条の規定に違反していない**ものであること。
- ニ 労使間の協定による休業であること。

※1 「対象被保険者等」とは、休業及び教育訓練又は出向を実施する事業所の雇用保険の被保険者又は当該事業所に雇用された期間が6か月以上である方（雇用保険の被保険者でない方で、1週間の所定労働時間が20時間以上の方に限りません。）であって、以下に該当する者を除きます。

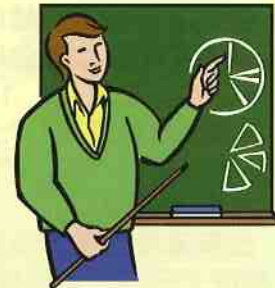
- ① 解雇を予告されている者
- ② 日雇労働被保険者
- ③ 休業及び教育訓練が行われる判定基礎期間において特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金、若年者等正規雇用化特別奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護未経験者確保等助成金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金の支給の対象となる者

※2 「判定基礎期間」とは、暦月（賃金締切日として毎月一定の期日が設けられている場合は、賃金締切期間）をいいます。休業及び教育訓練を実施した場合の中小企業緊急雇用安定助成金の支給申請はこの期間を単位として行います。

教育訓練

【要件】

- イ 事業主が自ら指定した対象期間内（1年間）に行われるものであること。
- ロ **所定労働日の所定労働時間に全1日にわたり行われるものであること。**
- ハ 就業規則等に基づいて**通常行われる教育訓練**ではないこと。
- ニ 労使間の協定による教育訓練であること。
- ホ 教育訓練実施日に支払われた賃金の額が、労働日に通常支払われる賃金の額に**0.6を乗じて得た額以上**であること。



【訓練の種類】

- イ 事業所内訓練
事業主が自ら事業所内で実施するものであって、**生産ライン又は就労場における通常の生産活動と区別して行われるもの。**
- ロ 外部研修
公共能力開発施設、学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校等の施設において実施するもの。
- ハ 委託訓練
事業主団体等に委託して実施するもの。
（事業主団体等と委託契約を締結し、当該契約に基づいて実施されるものであること。）





出 向

- イ 事業主が自ら指定した**対象期間内**（1年間）に開始されるものであること。
 - ロ 出向期間が**3か月以上で1年以内**であって**出向元に復帰するもの**であること。
 - ハ 出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同じ額の賃金を支払うものであること。
 - ニ 労使間の協定によるものであること。
 - ホ **出向労働者の同意を得たもの**であること。
 - ヘ 出向元事業主と出向先事業主との間で締結された契約によるものであること。
 - ト 中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金の対象となる出向の終了後6か月以内に当該労働者を再度出向させるものではないこと。
- チ 人事交流のため等雇用調整を目的としないで行われる出向でなく、かつ、出向労働者を交換しあうこととなる出向でないこと。
- リ 資本的、経済的・組織的関連性等からみて、出向助成金の支給において独立性を認めることが適当でない判断される事業主間で行われる出向ではないこと。
- ヌ 出向先事業主が、当該出向労働者の出向開始日の前日から起算して6か月前から1年を経過した日までの間に、その雇用する被保険者を事業主都合により離職させた事業主以外の事業主であること。

5 支給を受けることのできる額

支給を受けることのできる額は、次のとおりです。

1 休業及び教育訓練の場合

休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の**5分の4**。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。**教育訓練を実施した場合は**、訓練費として1人1日当たり、**6,000円**を加算。

2 出向の場合

出向元事業主の負担額（出向元事業主の負担額が、出向前の通常賃金の2分の1を超える時は**2分の1**が限度となります。）の**5分の4**。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。

3 支給限度日数

休業及び教育訓練を実施する場合は、対象期間内に実施した休業及び教育訓練が、出向を実施する場合は、対象期間内に開始した出向が支給対象となり、上記1又は2の額の支給を受けることができます。

ただし、休業及び教育訓練を実施する場合、**3年間で300日（最初の1年間は対象被保険者×200日分）が限度**となりますので、これを超える休業及び教育訓練については支給の対象となりません。

6 都道府県労働局又はハローワークへの事前届出

イ 前記4の支給の対象となる休業、教育訓練及び出向の実施について、事前に都道府県労働局又はハローワークに届け出る必要があります。

休業及び教育訓練を実施する場合には、「休業等実施計画（変更）届」及び「雇用調整実施事業所の事業活動及び雇用の状況に関する申出書」を、出向を実施する場合には、「出向実施計画（変更）届」及び「雇用調整実施事業所の事業活動及び雇用の状況に関する申出書」を提出し、支給対象となる事業主に該当することの確認を受け、支給の対象となる休業、教育訓練又は出向の内容について届け出ることとなります。

事前の届出の行われなかった休業、教育訓練及び出向については、中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象となりません。

ロ 初回の「休業等実施計画（変更）届」又は「出向実施計画（変更）届」については、雇用調整の初日又は出向労働者の出向を開始する日の2週間前を目処に提出していただくようお願いします。



ハ 「雇用調整実施事業所の事業活動及び雇用の状況に関する申出書」は、初回の「休業等実施計画（変更）届」又は「出向実施計画（変更）届」を提出する際にあわせて提出してください。

ニ 「休業等実施計画（変更）届」は、判定基礎期間ごとに記載します。提出にあたっては、一つの判定基礎期間又は二若しくは三の連続する判定基礎期間（連続判定基礎期間）ごとに提出することができます。

ホ 「休業等実施計画（変更）届」又は「出向実施計画（変更）届」を提出する際には、届出の内容により休業協定書（写）、教育訓練協定書（写）又は出向協定書（写）を併せて提出する必要があります。また、教育訓練を他の施設に委託して行う場合は、教育訓練委託契約書（写）についても提出する必要があります。



ヘ 提出した「休業等実施計画（変更）届」又は「出向実施計画（変更）届」の届出事項に変更を生じた場合には、変更に係る実施日前までに、「休業等実施計画（変更）届」又は「出向実施計画（変更）届」を変更届として提出する必要があります。

7 申請書類

○ 休業及び教育訓練の場合の申請書類

- ① 所定労働日、所定休日等について明らかにする就業規則等の書類
(教育訓練の場合は所定労働日、通常実施している教育訓練に関する事項について明らかにする就業規模等の書類)
- ② 各対象被保険者等の出勤状況及び休業状況が日ごと又は時間ごとに明らかにされた出勤簿等の書類
- ③ 労働日に支払われた基本賃金、扶養手当等と休業日に支払われた休業手当とが明確に区分され記載された賃金台帳及び休業手当の額が明らかにされた書類

⚠ 教育訓練の場合、【訓練の種類】によって、準備していただく書類が異なります。

- ④ 事業所内訓練の場合
教育訓練の計画内容(教育訓練の科目、内容、期間、対象者氏名、使用する教材及び教育訓練目標)を示す書類並びに必要な知識、技能を有する指導員又は講師により行われたことを示す書類
- ⑤ 外部研修の場合
対象者のレベル、科目、カリキュラム及び期間の分かる書類、各受講者の受講を証明する書類、受講料の支払いを証明できる書類
- ⑥ 委託訓練の場合
教育訓練の科目、職種、期間及び対象者氏名を内容とする委託契約書、当該施設の長が発行する受講証明書

○ 出向の場合の申請書類

- ① 出向労働者の出向開始日前の雇用の状況、出向開始日、期間、出向期間中及び出向終了後の処遇等が明らかとなる出向労働者台帳等の書類
- ② 出向労働者の出向前及び出向後の賃金について、それぞれ基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分され記載された賃金台帳
- ③ 出向開始日前の所定労働日、所定休日等について明らかにする就業規則等の書類
- ④ 出向契約書
- ⑤ 出向の形態が次のいずれかに該当する場合の関係書類
 - ・ 出向元事業所の事業主が出向先事業所の事業主に対して出向労働者の賃金について補助を行う形態の出向の場合
 - ⇒ 出向労働者の賃金についての補助の額が月ごとに明らかになる書類
 - ・ 出向元事業所の事業主が出向労働者に対して賃金を支払う形態の出向の場合
 - ⇒ 出向労働者の賃金について出向先事業所の事業主が出向元事業所の事業主に対して補助する額(当該補助が行われない場合は、出向先事業所の事業主が出向労働者に支払った賃金の額)が月ごとに明らかになる書類



○ その他

前記6の実施計画届、支給申請書提出の際に以下の資料についても整理保管しておく必要があります。

- イ 「事業活動の縮小」を判定する際の基礎資料
- ロ 「時間外労働等」に関する資料
- ハ 「教育訓練実施内容」に関する資料 等

○ 不支給要件

中小企業緊急雇用安定助成金の支給が行われる際に、次のいずれの場合にも該当しないことが必要です。

- イ 休業、教育訓練及び出向の実施に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合
- ロ 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成金等を受け又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合

お問い合わせ

加茂市役所商工観光課

〒959-1392 加茂市幸町 2-3-5

TEL 0256-52-0080(代)内線 132,131

FAX 0256-53-4676

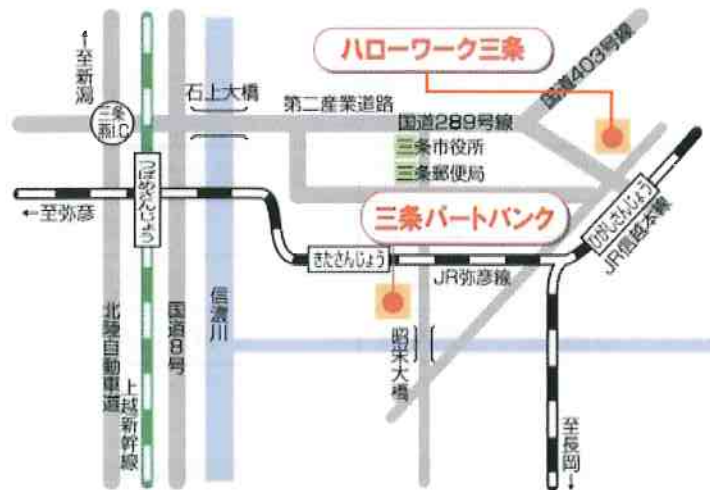
お問い合わせ・申請手続き

ハローワーク三条(三条公共職業安定所)

〒955-0053 三条市北入蔵 1-3-10

TEL 0256-38-5431

FAX 0256-38-1729



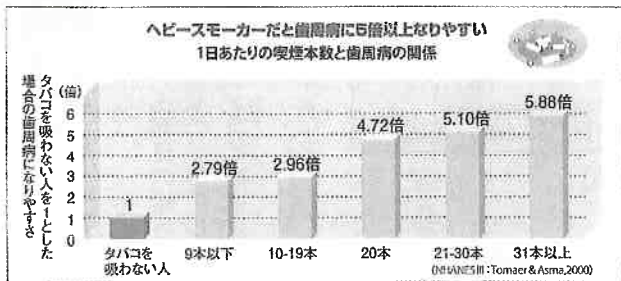


タバコががんや心臓病、脳血管の病気など、命にかかわる病気の原因になることはすでによく知られています。実は、歯周病にとっても、喫煙はもつとも大きな危険因子なのです。

禁煙が歯と歯ぐきを救う！
全身も救う！

タバコを吸うとまっすぐ直撃されるのが口の中。歯と歯ぐきにニコチン

歯周病はタバコ病の一つ 歯周病の最大のリスクは喫煙



COLUMN

歯科医師が禁煙をサポートします

タバコは、歯周病はもちろん、口の中のさまざまな病気の原因。歯科医院では、「禁煙外来」を設けて禁煙をサポートするところもあるなど、患者の禁煙相談に応じています。



（加茂市歯科医師会）

ンなどの有害物質が悪影響を与えます。体の抵抗力を弱めたり、抹消の血管を収縮させ、歯ぐきの血液循環を悪くしたりします。また、タール（いわゆるヤニ）が歯にこびりつくと、歯みがきでは簡単にとれず、歯垢が付きやすい環境になってしまいます。そのため、歯周病になりやすく、治りにくくなります。

歯と歯ぐきや全身のために、また、周囲のためにも、禁煙しましょう。

総体結果



スキー競技

日時 二月八日

会場 冬鳥越スキーガーデン

- 【回転】▼小学生女子①鈴木花奈子（加茂南六）②古川七海（加茂南三）③古川空美（加茂南五）▼小学生男子①中野智弥（七谷五）②蝶名林雄太（加茂南五）③目黒広大（下条二）▼中高一般女子①目黒美紗樹（加茂スキークラブ）②中野彩圭（加茂農林高二）③目黒司（加茂スキークラブ）▼中学生男子①鈴木智也（若宮二）▼高校生男子①中野裕太（加茂農林高二）▼青年の部①茂野雅人



（新潟トヨタ自動車）②高橋俊樹（加茂スキークラブ）③桜庭秀光（加茂スキークラブ）▼成年一部①志田雅成（新潟メンテナン）②石澤暁生（サンシステム）③小林仁（小林製作所）▼成年二部①諸橋利彦（小柳建設）②帆苅忠（株アズサ）▼成年三部①松原直人（桑田屋スポーツ）②近藤敏昭（加茂桐タンス）③小柳仁策（太平堂）

【大回転】▼小学生女子低学年①古川七海▼同高学年①古川空美②鈴木花奈子▼小学生男子低学年①目黒広大②石塚山人（下条二）▼同高学年①中野智弥②帆苅大地（加茂五）③蝶名林雄太▼中高一般女子①目黒司②目黒美紗樹③中野彩圭▼中学生男子①鈴木智也▼高校生男子①中野裕太▼青年の部①茂野雅人②高橋俊樹③桜庭秀光▼成年一部①志田雅成②石澤暁生③小柳毅（株長沢）▼成年二部①諸橋利彦②帆苅忠▼成年三部①松原直人②小柳仁策③近藤敏昭

【滑降】▼一部①志田雅成②茂野雅人③高橋俊樹▼二部①諸橋利彦②近藤敏昭③帆苅忠

最優秀選手賞

ジュニアの部 中野智弥（七谷小五）
一般の部 志田雅成（新潟メンテナン）

加茂市職員の給与などのあらまし

毎年一回お知らせしている職員の給与は、効率的な市政が行われているかどうか判断基準の一つにしていたが、これからは、より一層協力が得られるようにということが目的です。

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	《参考》 18年度の人件費率
19年度	20年3月31日 31,598人	千円 11,974,430	千円 104,985	千円 2,499,028	20.9%	19.6%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	265人	1,028,752千円	128,800千円	416,984千円	1,574,536千円	5,942千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。
2. 職員数は19年4月1日の人数です。

3 職員の平均給料月額および平均年齢の状況（20年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
加 茂 市	335,647円	43.0歳	297,047円	45.2歳
新 潟 県	340,564円	43.0歳	337,070円	47.5歳
国	325,113円	41.1歳	284,679円	48.9歳

4 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区 分		市	新 潟 県	国
		初 任 給	初 任 給	初 任 給
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	141,900円	-

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（20年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	271,486円	307,788円	359,917円
	高校卒	219,867円	273,611円	308,983円
技能労務職	高校卒	219,300円	257,260円	278,029円

6 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当	区 分	報 酬 月 額	期 末 手 当
市 長 副市長	814,700円	6月期 1.6月分	議 長 副議長 議 員	375,900円	6月期 1.6月分
	624,000円	12月期 1.75月分 計 3.35月分		311,100円	12月期 1.75月分
				293,100円	計 3.35月分

7 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な 職務内容	主事補・技師補 主事・技師	主 事 技 師	副参事・係長 主任・主査 主事・技師	課長補佐 副参事 係長・主任	課 長 参 事 課長補佐	課 長 参 事	
職員数	4人	15人	81人	27人	19人	31人	177人
構成比	2.3%	8.5%	45.8%	15.3%	10.7%	17.5%	100.0%

(注) 1. 加茂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
3. 一般行政職には、水道事業職員、税務職員、看護師・保健師職、福祉職などを含みません。

8 職員手当の状況

期末・勤勉手当	退職手当				
期末手当 勤勉手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	定年前早期退職特例措置	2%~20%加算
6月期 1.4月分 0.725月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分		
12月期 1.6月分 0.725月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分		
計 3.0月分 1.45月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分		
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	その他の加算措置	制度なし
				1人当たり平均支給額 定年・勸奨	20,819千円

- (注) 1. 職制上の段階、職務の級などによる加算措置が市・国ともにあります。
 2. 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当	区分	全職種	支給総額	47,109千円
(19年度)	職員全体に占める手当 支給職員の割合	31.6%	職員1人当たり 支給年額	149千円
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額	19,116円	支給総額	57,670千円
	手当の種類(手当数)	14	職員1人当たり 支給年額	186千円

(20年4月1日現在)

区分	内容	国の制度との異同
扶養手当	配偶者は13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円(配偶者のいない職員の場合は扶養親族のうち1人は11,000円) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子について、1人につき5,000円を加算。	同
住居手当	借家は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円(家賃の額が55,000円以上の場合)まで支給する。 住宅を新築・購入した場合5年間は2,500円を支給する。	同
通勤手当	交通機関(バス・電車)利用者は、負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給する(定期券の場合は通用期間ごとに支給)。 交通用具(自動車等)利用者は片道の通勤距離に応じて2,000円から最高24,500円まで支給する。	同

9 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分	職員数			平成20年度の職員数の増減状況	
	平成19年	平成20年	増減数	主な増減理由	
一般行政部門	議会	4	4		
	総務企画	48	44	△4	事務の見直しによる減
	税務	15	15		
	民生	69	63	△6	事務の見直しによる減
	衛生	14	14		
	労働	2	2		
	農林水産	14	14		
	商工	7	7		
	土木	29	27	△2	事務の見直しによる減
小計	202	190	△12		
特別行政部門	教育	64	63	△1	事務の見直しによる減
	小計	64	63	△1	
普通会計計	266	253	△13		
公営企業等会計部門	水道	13	13		
	下水道	14	12	△2	事務の見直しによる減
	その他	18	19	1	業務増により増員
	小計	45	44	△1	
合計	311	297	△14		

(注)職員数は一般職に属する職員数で教育長も含まれます。

四民平等の底流(三)

民衆の文字習得

越後における戊辰戦争の帰趨が
決した明治元年八月、村松藩領の
七谷組で、大庄屋の山崎憲左衛門
始め組内各村の肝煎(二名主役)一
同が、組内が不穏で治まらず、自
分たちは百姓の人望を失ったとし
て、全員の免職願いを差し出した。
不正をはたらいたり、横暴だった
りした村役人が免職になるのは珍
しくないが、全員揃っての免職願
いとはただごとではない。村松藩

では八月上旬に藩政執行部が、旧
幕府方から新政府恭順派に代わっ
たばかりで、同じ藩領の下田郷で
は、八月二十九日に村役人の総罷
免を求める大一揆が起こり、後任
が村人の投票で選ばれるという、
画期的な出来事が生まれた。前述
の七谷組村役人の免職嘆願書は八
月とだけあって日付を欠いている
が、下田郷と同様の潮流が渦巻い
ていたと思われる。

同じようにこの年四月、加茂新
田でも村役人の共有金取り扱いを
巡って小前農民層が訴えを起こし、
その後村役人が交替したことが知
られている。

小前農民が重立や村役人の不
正・横暴を追及する、いわゆる「世
直し騒動」は幕末期に増大し、そ
れが幕府や藩の支配を動揺・崩壊
させていくことが指摘されている
が、こうした騒動において小前側
も文書による訴状を作成している。
誰が書いたのだろうか。村役人ク
ラスなら字が書けて当たり前だが、
自分たちを攻撃する文章を書いて
やったとは考えられない。

あらいごと

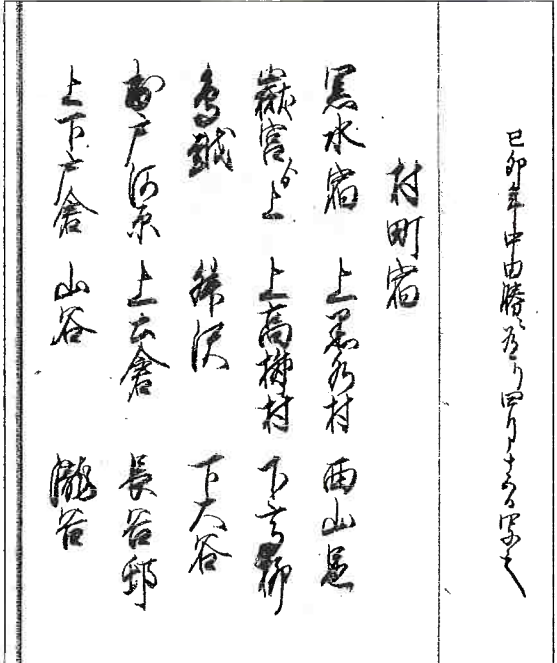
社会福祉費寄付金

- ▼田浦敏雄さん(故・田浦昭二さん
のご遺族・中大谷)から 二十万円
- ▼あいさい市(美人の湯特産品コー
ナーに出店)から 三万円
- ▼衛生費寄付金
- ▼おしゃれの店あおきマイバック会
員から 一万三百五十七円

加茂市へ

- ▼萱森一夫さん(旱田)から 河合
アップライトピアノ一台
- ▼東樹栄三雄さん(学校町)から
ステージ幕一式
- ▼桑原導代さんから 美術品等八十
二点
- ▼東北電力株式会社新潟県央営業所
から 街路灯二十三灯
- ▼株式会社フォーワテックジャパン
(三条市)から防犯ベル二百四十個

加茂の風土記



宝興寺の手習集にみえる村名

明治五年(一八七二)の「学制」
によって義務教育が始まる以前の
農民は、「目に一丁字なき」無知・
無学の民だったという民衆像があ
るが、多くの子供たちは寺子屋な
どで、生活に必要な文字や証文の
書き方などは学んでいた。下大谷
村の宝興寺に残る手習いの手本
「手習諸案集」には、そうした生
活用の言葉や文章がたくさん載せ
られている。加茂では未見だが、
手習いで目安(一揆訴状)が使わ
れた場合もある。

(溝口敏磨)

人口のうごき

2月1日現在	
世帯	10,100 (+ 3)
人口	31,383 (-18)
男	15,175 (-12)
女	16,208 (-6)
()内は前月比	
(1月異動分)	
出生	19 (男11 女 8)
死亡	39 (男24 女15)
転出	33
転入	35